

別表4 園芸グローバル産地育成強化事業実施要領（実施要領第2関係）

○ 農業機械等のリース導入について

1 助成対象経費

第2の別表1のふくしまブランド産地整備事業における農業機械等のリース導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

- (1) 本体価格が50万円以上のものであること。
- (2) 原則、新品であること。

2 助成対象としない経費

- (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入  
(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)  
ただし、パソコンについては、ICT制御専用として設備と一体的に導入する場合は補助対象とする。
- (3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (4) 本体価格50万円未満の農業機械等（アタッチメントを含む）のリース導入に対する助成

3 農業機械等のリース導入に係る留意事項

(1) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(2) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械等利用者と当該機械等利用者が導入する対象機械等の賃貸を行う事業者（以下、「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下、同じ。）は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア リース事業計画に記載された機械等利用者及び対象機械等に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が以下の3（3）及び（4）により決定されたものであること。

ウ リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

(3) リース料助成金の額

ア リース料助成金の額の計算方法

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式②、又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 2 / 3

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間 / 法定耐用年数）× 2 / 3

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 2 / 3

この場合において、リース期間は、機械等利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(4) リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、リース事業者が機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械等利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械等利用者と競争関係にあるものに制約を加えることのないよう留意するものとする。

(5) 助成金の支払い

事業実施主体は、(4)の入札結果及びリース契約の基づき機械等が機械等利用者に導入され当該機械等利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、(3)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械等利用者にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該機械等利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(6) 交付金の管理

事業実施主体は、本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械等利用者へリース料助成金として適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る交付金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(7) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械等利用者に対して適正な利用が行われるよう指導する。

(8) 助成金の返還等

農林水産部長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部を若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械等がリース事業計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。